



令和7年12月22日
関東運輸局

ひたちなか海浜鉄道湊線の鉄道事業再構築実施計画の認定について

関東運輸局は、ひたちなか海浜鉄道湊線の鉄道事業再構築実施計画について、令和7年12月22日付けで認定を行いました。

関東運輸局は、令和7年10月31日付けでひたちなか市及びひたちなか海浜鉄道株式会社から申請のあった鉄道事業再構築実施計画について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第24条第2項の規定に基づき、12月22日付けで認定を行いました。

実施計画では、ひたちなか海浜鉄道湊線の鉄道施設等の整備・維持管理費用をひたちなか市と茨城県が負担するとともに、延伸事業等により利用者利便の向上を図ることとしています。

○申請者

ひたちなか市、ひたちなか海浜鉄道株式会社

○計画期間

令和8年4月1日～令和18年3月31日（10年間）



左から順に、ひたちなか市大谷市長、関東運輸局藤田局長、ひたちなか海浜鉄道吉田社長

[問い合わせ先]

関東運輸局鉄道部監理課 三橋・池田
TEL : 045-211-7239

ひたちなか海浜鉄道の鉄道事業再構築実施計画の概要

1. 対象路線

ひたちなか海浜鉄道 湊線(勝田～(仮称)新駅2間:17.4km)

輸送密度 1,640 人(令和6年度)※勝田～阿字ヶ浦間

2. 事業構造の変更の内容

引き続き、ひたちなか海浜鉄道が第一種鉄道事業者として運行及び鉄道施設等の維持管理を担い、ひたちなか市は茨城県とともに、鉄道施設等の設備更新及び維持・修繕に要する費用の全額を負担する事業構造とする(みなし上下分離方式)。

あわせて、路線延伸など利便性向上に係る整備費についても、ひたちなか市が茨城県の支援を受けながら一部を負担する。

3. 計画期間

令和8年4月1日～令和 18 年3月 31 日(10 年間)

4. 地方公共団体その他の者による支援の主な内容

- (1)鉄道施設等の設備更新及び維持・修繕に要する費用の負担
- (2)鉄道路線延伸(阿字ヶ浦～新駅2)等の利便性向上に係る事業費の負担
- (3)沿線地域関係者による利用促進のための活動

5. 利用者の利便の確保に関する主な事項

- (1)鉄道施設の整備等による利便性向上(事業費 126.5 億円)

①国営ひたち海浜公園西口付近への延伸

延伸により、国外を含む地域外からの来訪者の利便性及び周遊性の向上による地域の活性化や、利用者増加による収支改善を図り、湊線の持続可能性を向上させる。

②阿字ヶ浦駅の列車交換設備の整備

那珂湊駅と阿字ヶ浦駅間において、同時に複数の列車が運行できるようになることから、湊線の輸送力強化が図られるとともに柔軟なダイヤ設定が可能となり、輸送障害発生時等における運転整理の迅速化が図られる等、便利で安定した運送サービスの提供が可能となる。

③キャッシュレス券売機の導入等

沿線観光施設を来訪する国内外の観光客の受入環境を整えるため、多言語表記及びクレジットカード等の各決済に対応するキャッシュレス券売機を主要駅(那珂湊駅、新駅1、新駅2)に導入し、利用者の利便性向上と駅の窓口業務の効率化を図る。また、那珂湊駅構内トイレの洋式化により、鉄道利用者の利便性の向上を図る。

- (2)安全・安心な輸送サービスの提供(事業費 21.8 億円)

乗り心地の改善や軌道の安全性の向上を図るため、レールの重軌条化や老朽化し

た道床・分岐器の更新、信号警報器等の踏切保安設備の更新を行う。

(3) その他沿線地域関係者等による利用促進活動等

- ・ 市教育委員会と連携した定期券購入促進活動の実施や、湊線沿線の企業や造成中の工業団地への進出企業に対して定期券の購入促進を図る。また、福祉部局の健康増進・介護予防事業と連携し、利用促進につながる取り組みを実施する。
- ・ 「湊鉄道対策協議会」や「おらが湊鐵道応援団」等の様々な市民団体と連携して湊線の利用促進のための取り組みを実施しており、今後も継続してイベントの企画実施や駅花壇の維持管理など環境整備への支援を行う。

事業費合計 148.2 億円 ※(1)の一部について、社会資本整備総合交付金を活用予定

6. 鉄道事業再構築事業の効果

ひたちなか市が、一部茨城県の支援を受けながら、鉄道施設等の設備更新、維持・修繕に要する費用を負担することにより、ひたちなか海浜鉄道は鉄道の運行に経営資源を集中させることができるようにになり、更なる経営効率化やサービス向上に取り組むことが可能となるほか、安定的な経営が図られる。

また、国営ひたち海浜公園や「ひたちなか地区」の商業施設及び常陸那珂工業団地へのアクセス性が向上することに加え、国営ひたち海浜公園と沿線の観光施設「那珂湊おさかな市場」が湊線で結ばれることにより観光客の回遊性が向上し、地域の活性化が図られ、新たな需要を取り込むことによりひたちなか海浜鉄道の経営改善が図られる。

○年間輸送人員(令和 17 年度見込)

- | | |
|----------------|----------|
| ・再構築事業を実施する場合 | 1,451 千人 |
| ・再構築事業を実施しない場合 | 1,004 千人 |

○事業収支(税引後利益)(令和 17 年度見込)

- | | |
|----------------|---------|
| ・再構築事業を実施する場合 | 55 百万円 |
| ・再構築事業を実施しない場合 | ▲39 百万円 |

ひたちなか海浜鉄道^{みなと}の鉄道事業再構築事業の概要

鉄道事業再構築事業実施スキーム

(計画期間:令和8年4月～令和18年3月)

ひたちなか海浜鉄道(株)

〈第一種鉄道事業者〉

運行

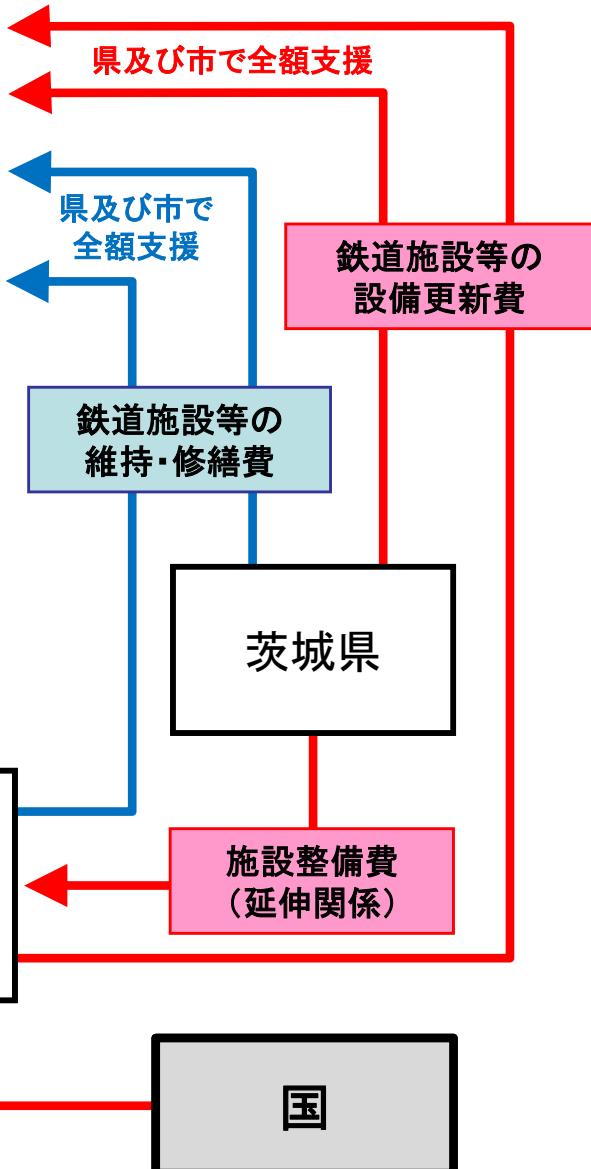
維持管理

車両保有

土地・鉄道施設保有

施設整備費
(延伸関係)

ひたちなか市



具体的施策と効果

効果

- ▶ みなし上下分離方式の導入による経営の安定化
 - ▶ 路線延伸等の利便性向上施策の実施による、地域の活性化、新たな需要の取り込みによる鉄道事業の経営改善
- ◆輸送人員: 1,451千人／年 (R17年度見込)
(計画未実施の場合: 1,004千人／年)
- ◆事業収支: 55百万円 (R17年度見込)
(計画未実施の場合: ▲39百万円)

具体的な施策

◇は社総交活用予定事業

- 路線延伸等による利便性の向上 [10年間: 126.5億円]
 - ◇国営ひたち海浜公園西口付近への延伸
 - ◇阿字ヶ浦駅の列車交換設備の整備
 - ◇キャッシュレス券売機の導入 等
- 安全・安心な輸送サービスの提供 [10年間: 21.8億円]
 - ◇レールの重軌条化や踏切設備更新等の鉄道施設等の設備更新、維持・修繕の実施
- その他沿線地域関係者等による利用促進活動等
 - ◇沿線学校、企業への定期券購入促進活動の実施
 - ◇駅及び駅周辺において、様々な市民団体と連携して利用促進の取り組みを実施

ひたちなか海浜鉄道株式会社の概要

- 社名 ひたちなか海浜鉄道株式会社
代表取締役 吉田 千秋
- 本社 茨城県ひたちなか市釈迦町22-2
- 資本金 1億7,800万円
- 株主 ひたちなか市(51%) 茨城交通(株)(49%)
- 区間 湿線：勝田～阿字ヶ浦間 11駅 14.3km (単線非電化)
※再構築事業区間 勝田～阿字ヶ浦～新駅2 (17.4km)
- 沿革 大正2年12月：湊鉄道(株)が勝田～那珂湊間で運行開始
昭和3年7月：那珂湊～阿字ヶ浦間延長(全通)
昭和19年8月：茨城交通(株)に合併
平成20年4月：茨城交通(株)から会社分割により、ひたちなか海浜鉄道(株)が鉄道事業を承継
- 利用状況(輸送密度)
(単位:人/日)

区間	H20年度	R元年度	R6年度
全線	1,270	1,778	1,640



- これまでの動きと現在の状況
 - 平成29年7月：「ひたちなか市地域公共交通網形成計画」策定
 - 令和3年3月：「ひたちなか市立地適正化計画」策定
 - 令和3年1月：阿字ヶ浦～国営ひたち海浜公園西口付近までの第一種鉄道事業許可
 - 令和6年3月：延伸区間を第1工区：阿字ヶ浦～新駅1、第2工区：新駅1～新駅2とした上で、新駅1の位置変更に伴う事業基本計画の変更認可
 - 令和6年11月：第1工区：阿字ヶ浦～新駅1の工事施行認可
 - 令和7年10月：「ひたちなか市地域公共交通網形成計画」の一部改訂(令和8年4月より、次期計画である「ひたちなか市地域公共交通計画」へ移行予定)
 - 令和7年12月：鉄道事業再構築実施計画の認定

